

排除基準

対象物質又は項目	終末処理場を有する公共下水道の使用者			排水区域の使用者
	臨海処理区		特定施設のないもの(臨海処理区)	
	50 m <sup>3</sup> /日以上	50 m <sup>3</sup> /日未満		
カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.03	
シアン化合物	* 0.1	* 0.1	1	
有機燐化合物	1	1	1	
鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1	
六価クロム化合物	0.2	0.2	0.2	
砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.1	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003	
トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	
テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	
ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	
四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	
チウラム	0.06	0.06	0.06	
シマジン	0.03	0.03	0.03	
チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	
ベンゼン	0.1	0.1	0.1	
セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1	
ほう素化合物	230	230	230	
ふっ素及びその化合物	15	15	15	
1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	
フェノール類	* 2.0	* 2.0	* 2.0	
銅及びその化合物	* 2.0	* 2.0	* 2.0	
亜鉛及びその化合物	2	2	2	
鉄及びその化合物(溶解性)	10	10	10	
マンガン及びその化合物(溶解性)	10	10	10	
クロム及びその化合物	2	2	2	
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380未満	380未満		
水素イオン濃度(pH)	5超え～9未満	5超え～9未満	5超え～9未満	5超え～9未満
生物化学的酸素要求量(BOD)	600未満	600未満	600未満	
浮遊物質(SS)	600未満	600未満	600未満	
ノルマルヘキサンの抽出物質	鉱油	5	5	5
	動植物油	30	30	30
温度	45℃未満	45℃未満	45℃未満	45℃未満
よう素消費量	220未満	220未満	220未満	220未満

- 1.単位はダイオキシン類、pH、温度を除きすべてmg/Lである。
- 2.白色枠内は直罰等による規制に係わる排除基準である。
- 3.水色枠内は除害施設の設置等の義務に係わる基準である。
- 4.\*は水質汚濁防止法に基づく秋田県公害防止条例による上乗せ基準である。ただし、業種又は施設により、適用とならない事業場もある
- 5.ダイオキシン類の基準はダイオキシン類対策特別措置法の特定施設のみに適用される。
- 6.数値に超え、未満との表示の無いものは全て以下である。